区議会のしごと

●議決

区議会は、区長や議員から提出された議案などを審議し、その可否を決めます。

このように議会の意思を決めることを議決といい、主に次のようなものがあります。

1. 条例の制定、改正、廃止をすること。
2. 予算の決定、決算の認定をすること。
3. 予定価格1億8千万円以上の工事や製造の契約をすること。
4. 副区長、監査委員の選任や教育委員の任命に同意すること。
5. その他、法律や条例などにより区議会の権限に属すること。

●区政のチェック

本会議の一般質問や委員会における質問、報告を求めることにより、区の仕事をチェックしています。

また、区政全般についての独自調査において、百条調査権といわれる強制力を伴う調査権限を持ち、事務の執行状況や出納の検査を行うことや、監査委員に専門的な監査を求めることもあります。

●意見書の提出・決議

区民の暮らしに関する問題であっても、区の力だけでは解決できないことがあります。このような場合には、区議会の意見を「意見書」として関係機関に提出し、その解決を求めていきます。

また、議会の意思を表明するために決議を行うこともあります。

区議会のしくみ

●定例会・臨時会

区議会は、2月、6月、9月、11月の年4回開く定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。招集はいずれも区長が行います。

●本会議

議員全員が議場に集まって会議をすることを本会議といいます。本会議は、区議会の最終的な意思を決めるとともに、区政についての一般質問も行います。

●委員会

議案や請願・陳情等は、数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査するために委員会を置いています。委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

◆常任委員会

現在4つあり、議員はいずれか1つに入ること、任期は1年と決められています。

◆議会運営委員会

定例会・臨時会の会期や上程順序、一般質問の発言順序など、議会の運営方法等について協議するため設けられています。

◆特別委員会

特定の案件がある場合に設けられ、審査・調査終了により消滅します。現在5つの特別委員会が設置されています。また、予算や決算を審査するための特別委員会は毎年設置されるのが通例となっています。

●議員協議会

本会議の事前説明、事前調整等が必要であることから、議員全員で構成する議員協議会を設けています。ここでは、重要な問題について協議を行います。

議案成立までの流れ

議案は委員会で審査し、その審査結果をもとに、本会議で議決します。

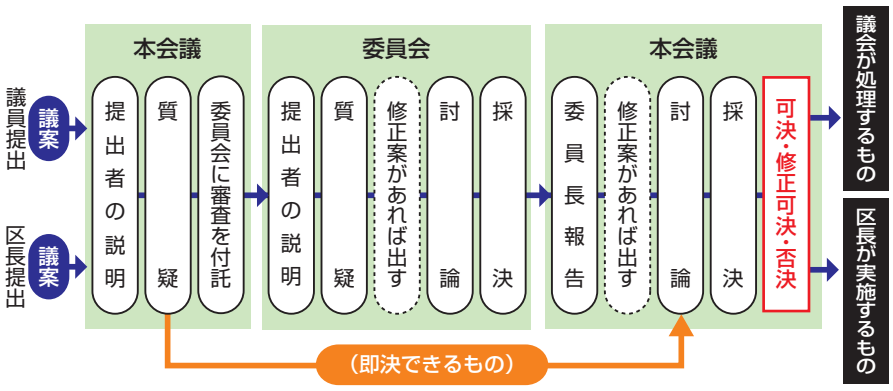

議席の配置

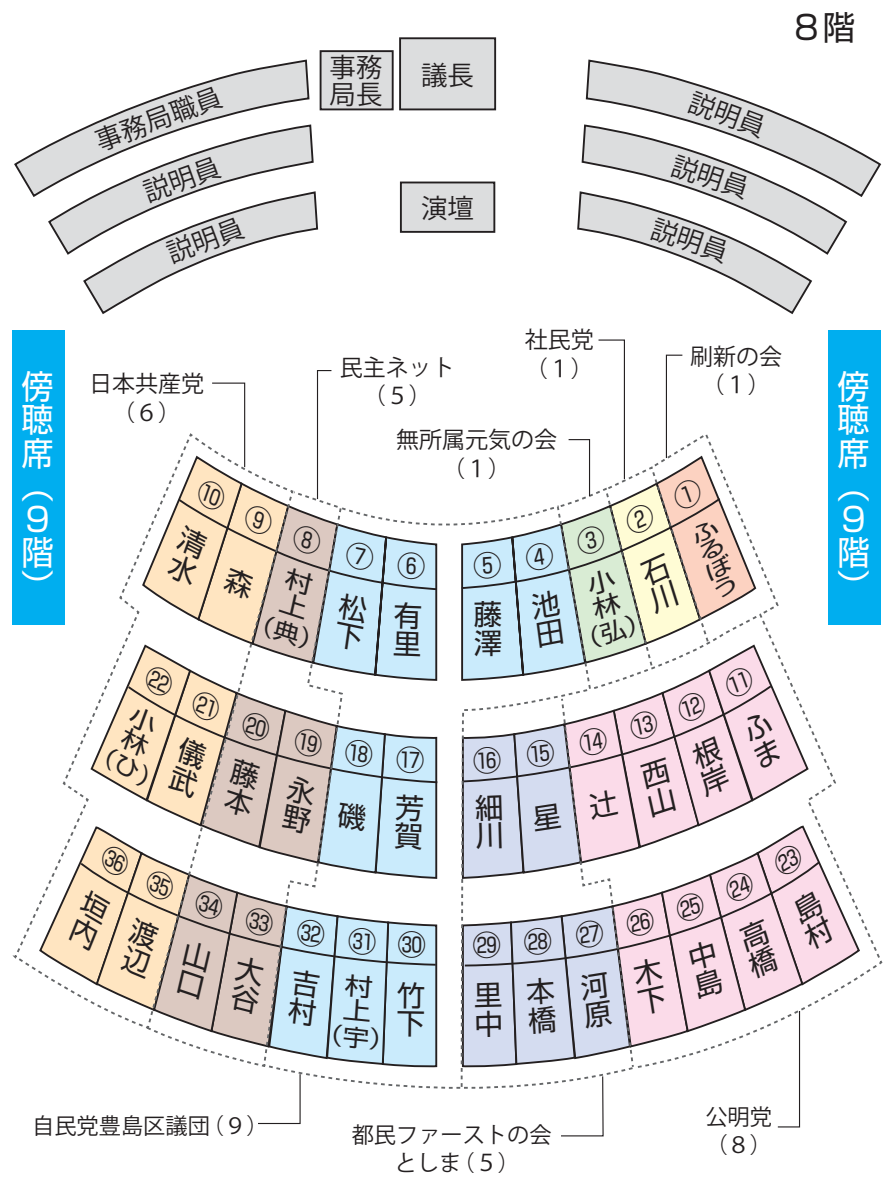

請願・陳情はいつでもどなたでも提出することができます。

請願及び陳情は、区政への要望を区議会に提出することができる制度です。請願は紹介議員を必要とし、陳情は必要としないという違いがありますが、豊島区議会では同じ扱いをしています。

随時受け付けておりますが、各定例会初日の3日前（休日を除く）の午後5時までに提出された請願・陳情につきましては、その定例会中に審議されます。

詳しい日程は、「広報としま」や区議会ホームページ「トップページ」でお知らせします。

●提出のしかた

請願（陳情）の内容を文書にして、区議会事務局に提出してください。郵送での提出は可ですが、ファクス、メール等では受け付けておりません。

●請願の意見陳述

請願の趣旨を明確にするため、請願者本人が希望し、審査する委員会が認めた時に、その委員会において、意見陳述を行うことができます。

○○○○○○についての請願（陳情）
平成○年○月○日

• 提出年月日

紹介議員　○○○○　○○○○　○○○○
※１名以上の議員の署名又は記名押印（陳情には必要ありません。）

• 紹介議員の署名
※請願のみ

請願（陳情）者
（２名以上で提出する際は署名簿を添えてください。）
住所
団体名
氏名（署名又は記名押印）
電話番号

• 請願（陳情）者の署名又は記名押印
※法人の場合は、代表者の署名又は記名押印
• 請願（陳情）者の住所
※法人の場合は代表者の住所
• 連絡先の電話番号

豊島区議会議長　○　○　○　○　あて

請願（陳情）の趣旨
○○○○○○